

特定非営利活動法人アスリートキャリアプランニング

第1章 総 則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人アスリートキャリアプランニングという。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区若林2丁目7番22号におく。

第3条（目的）

この法人は、バスケットボールチームの運営及びバスケットボール教室の運営を通じスポーツの普及や発展、地域スポーツの活性化、スポーツを通じた健康増進などスポーツ振興に貢献する。更にスポーツ振興を支えるアスリートに対し、スポーツを通じて磨かれた肉体的な強さや精神力、チームワークのスキル、またその他様々な経験等を活かし、その後のキャリアにおいて多様な分野で輝けるように支援することをを行い、持続可能なスポーツ振興の実現を目指すことを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業の種類）

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) スポーツチーム運営事業
- (2) スポーツ教室運営事業
- (3) セカンドキャリア支援事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

2. この法人は、次のその他事業を行う。

- (1) 物品販売事業

3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

第6条（種別）

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

第7条（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

第12条（種別及び定数）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
2. 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上2人以内を副代表理事とする。

第13条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

2. 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第14条（職務）

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第15条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条（解任）

役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第18条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会 議

第19条（種 別）

この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第20条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第21条（総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

第22条（総会の開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

第23条（総会の招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第24条（総会の議長）

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第25条（総会の定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

第26条（総会の議決）

総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とす

る。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第27条（総会での表決権等）

各正会員の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第28条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第29条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第30条（理事会の権能）

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第31条（理事会の開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

第32条（理事会の招集）

理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第33条（理事会の議長）

理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

第34条（理事会の議決）

理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第35条（理事会での表決権等）

各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第36条（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

第37条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第38条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産2種とする。

第39条（資産の管理）

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

第40条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第41条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

第42条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第43条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

第44条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第45条（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第46条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第47条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

第48条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第49条（解 散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第50条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

第51条（合 併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

第52条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

第53条（事務局の設置）

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

第54条（職員の任免）

事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

第55条（組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

第56条（細 則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	鳥谷部 梢
副代表理事	川上 明
事務局長	北澤 淳弘
監 事	福田 宗就
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| (1) 正会員（個人） | 12,000円 |
| (2) 正会員（法人・団体） | 120,000円 |
| (3) 賛助会員（個人） | 6,000円（総会での議決権なし） |
| (4) 賛助会員（法人・団体）
（1口以上） | 60,000円（総会での議決権なし） |

年会費

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| (5) 正会員（個人） | 12,000円/年間 |
| (6) 正会員（法人・団体） | 120,000円/年間 |
| (7) 賛助会員（個人） | 6,000円/年間（総会での議決権なし） |
| (8) 賛助会員（法人・団体）
（1口以上） | 60,000円/年間（総会での議決権なし） |

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 アスリートキャリアプランニング

1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名	(フリガナ) 氏名		報酬の有無	役職名等
1	理事	トリアベ コズエ 鳥谷部 梢		有	代表理事
2	理事	カワカミ アキラ 川上 明		無	副代表理事
3	理事	キタザワ アツヒロ 北澤 淳弘		無	事務局長
4	監事	フクダ ムネナリ 福田 宗就		無	
5					
6					
7					
8					
9					
10					

令和7年（2025年）度 事業計画書

特定非営利活動法人アスリートキャリアプランニング

1 事業実施の方針

設立初年度となる令和7年（2025年）度は、3人制女子バスケットボールチームを創設し、同選手などをコーチとして起用しながらバスケットボール教室の運営にてスポーツ振興に貢献する。同時にアスリートのセカンドキャリア支援事業の実施にあたり、まずは女性アスリートへのキャリア説明会と研修を行いながら、キャリア支援に有効な研修内容を定める時期とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 7,030 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
スポーツチーム運営事業	3人制女子バスケットボールチームの運営および大会への試合参加	2025年10月～通年	都内近郊	3人	女子バスケットボール選手	10人程度	5,180
スポーツ教室運営事業	小学生を対象としたバスケットボール教室運営	2025年12月～1月1回程度	都内体育館	3人	都内の小学生	1回20人程度	150
セカンドキャリア支援事業	女性アスリートに対しセカンドキャリアに向けた研修や職業訓練を行う	2025年10月～1月1回程度	貸し会議室他	3人	女性アスリート	1回10人程度	1,100
セカンドキャリア支援事業	女性アスリートと企業とのマッチングイベントの開催	2025年10月～1月1回程度	貸し会議室他	3人	女性アスリート	1回10人程度	600

定款第4条第1号～第12号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 300 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売事業	スポーツチーム関連グッズ販売 スポーツ教室参加者用の用品等の販売 セカンドキャリア用の研修教材等の販売	通年	インターネット販売	3人	300

令和8年（2026年）度 事業計画書

特定非営利活動法人アスリートキャリアプランニング

1 事業実施の方針

設立2年目となる令和8年（2026年）度は、引き続き3人制女子バスケットボールチームを中心にバスケットボール教室の運営にてスポーツ振興に貢献する。アスリートのセカンドキャリア支援事業では初年度に続き女性アスリートへの職業訓練とキャリア研修を行いながら、企業とのマッチングイベントにも注力していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 11,400 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
スポーツチーム運営事業	3人制女子バスケットボールチームの運営および大会への試合参加	通年	都内近郊	3人	女子バスケットボール選手	10人程度	7,200
スポーツ教室運営事業	小学生を対象としたバスケットボール教室運営	月1回程度	都内体育館	3人	都内の小学生	1回20人程度	1,200
セカンドキャリア支援事業	女性アスリートに対しセカンドキャリアに向けた研修や職業訓練を行う	月1回程度	貸し会議室他	3人	女性アスリート	1回10人程度	1,800
セカンドキャリア支援事業	女性アスリートと企業とのマッチングイベントの開催	月1回程度	貸し会議室他	3人	女性アスリート	1回10人程度	1,200

定款第4条第1号～第12号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 1,100 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売事業	スポーツチーム関連グッズ販売 スポーツ教室参加者用の用品等の販売 セカンドキャリア用の研修教材等の販売	通年	インターネット販売	3人	1,100

令和7年(2025年)年 活動予算書 (その他事業がある場合)

特定非営利活動法人 アスリートキャリアプランニング

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費		1,980,000		0	1,980,000
正会員受取会費	1,320,000				
賛助会員受取会費	660,000				
2 受取寄附金		500,000		0	500,000
受取寄附金	500,000				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金					
4 事業収益		4,800,000		500,000	5,300,000
スポーツチーム運営事業	2,500,000				
スポーツ教室運営事業	800,000				
セカンドキャリア支援事業	1,500,000				
物品販売事業			500,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経常収益計		7,280,000		500,000	7,780,000
(B) 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		180,000		0	180,000
給料手当					
役員報酬	180,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		6,850,000		300,000	7,150,000
バスケットボールチーム運営経費	4,000,000				
バスケットボールチーム旅費交通費	1,000,000				
小学生バスケットボール教室会場費	150,000				
セカンドキャリア支援研修会 会場費	500,000				
セカンドキャリア研修会 講師費用	600,000				
企業とのマッチングイベント会場費	600,000				
スポーツチーム関連商品制作費			100,000		
スポーツ教室用品制作費			100,000		
セカンドキャリア用の研修教材等			100,000		
事業費計		7,030,000		300,000	7,330,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬					
給料手当					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		0		0	0
消耗品費					
水道光熱費					
通信運搬費					
地代家賃					
旅費交通費					
減価償却費					
管理費計		0		0	0
経常費用計		7,030,000		300,000	7,330,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 ……①		250,000		200,000	450,000
(C) 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
(D) 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 ……②		0		0	0
経理区分振替額 ……③		200,000		-200,000	
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ ……④		450,000		0	450,000
法人税、住民税及び事業税 ……⑤					70,000
設立時正味財産額 ……⑥					100,000
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					480,000

令和8年（2026年）年 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 アスリートキャリアプランニング

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費		2,640,000		0	2,640,000
正会員受取会費	1,320,000				
賛助会員受取会費	1,320,000				
2 受取寄附金		500,000		0	500,000
受取寄附金	500,000				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金					
4 事業収益		8,400,000		2,000,000	10,400,000
スポーツチーム運営事業	3,500,000				
スポーツ教室運営事業	2,400,000				
セカンドキャリア支援事業	2,500,000				
物品販売事業			2,000,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経常収益計		11,540,000		2,000,000	13,540,000
(B) 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		1,200,000		0	1,200,000
給料手当					
役員報酬	1,200,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		10,200,000		1,100,000	11,300,000
バスケットボールチーム運営費経費	5,000,000				
バスケットボールチーム旅費交通費	1,000,000				
小学生バスケットボール教室会場費	1,200,000				
セカンドキャリア支援研修会 会場費	600,000				
セカンドキャリア研修会 講師費用	1,200,000				
企業とのマッチングイベント会場費	1,200,000				
スポーツチーム関連商品制作費			500,000		
スポーツ教室用品制作費			300,000		
セカンドキャリア用の研修教材等			300,000		
事業費計		11,400,000		1,100,000	12,500,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬					
給料手当					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		0		0	0
消耗品費					
水道光熱費					
通信運搬費					
地代家賃					
旅費交通費					
減価償却費					
管理費計		0		0	0
経常費用計		11,400,000		1,100,000	12,500,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		140,000		900,000	1,040,000
(C) 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
(D) 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		900,000		-900,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		1,040,000		0	1,040,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤					480,000
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					1,450,000

特定非営利活動法人アスリートキャリアプランニング 設立趣旨書

この法人は、バスケットボールチームの運営及びバスケットボール教室の運営を通じスポーツの普及や発展、地域スポーツの活性化、スポーツを通じた健康増進などスポーツ振興に貢献する。更にスポーツ振興を支えるアスリートに対し、スポーツを通じて磨かれた肉体的な強さや精神力、チームワークのスキル、またその他様々な経験等を活かし、その後のキャリアにおいて多様な分野で輝けるように支援することを行い、持続可能なスポーツ振興の実現を目指すことを目的とする。

スポーツは地域の発展だけではなく、人間的成長やチームワーク、リーダーシップ、忍耐力など、多くの価値を個人に与えてくれます。しかし、スポーツを通して人々に勇気と元気を与えてくれているアスリートが、その後のキャリアで直面する課題は少なくありません。そこで私たちは、スポーツ振興への活動と同時に、アスリートが将来の不安なくスポーツに打ち込める社会の実現を目指し、アスリートのキャリア支援にも取り組みます。

特に女性アスリートは、競技を終えた後のキャリアの選択肢が限られていることが多いのが現実です。私たちはこの現実を変え、まずは女性アスリートがスポーツを通じて磨かれたスキルや経験を活かし、競技引退後にも多様な分野で輝ける社会を創造したいと考えています。設立時は主に女性アスリートの支援を行い、その後、男性アスリートへの支援へ拡大していく予定です。

全てのアスリートがプロの舞台で活躍し多額の報酬を受け取れるわけではなく、多くのアスリートにとって、競技力だけで収入を得ることを目指すことが難しい環境にありながら、それでもスポーツに全力を注ぎ、時に挫けそうになりながら、また将来の生活に不安を感じながらも多くの人々に勇気と元気を与えてきた存在と言えます。こうしたアスリートたちの競技引退後の社会進出、キャリア形成を支援することは、これからスポーツに打ち込もうとしている次世代のアスリートたちに将来への勇気と安心を与えるだけではなく、労働人口の減少や働き方改革に伴い生産性向上への意識が高まる現在においても、社会的意義のある事業であると考えています。

特定非営利活動法人として認定された暁には、バスケットボールチーム運営、バスケットボール教室の運営を通じて地域との連携を深めスポーツ振興に貢献する一方で、アスリートへのキャリアサポート、アスリートと企業とのマッチング、さらにはアスリートへの職業訓練、研修等を通じアスリート一人ひとりのキャリア形成をサポートします。

法人活動が開始された後には、定期的な総会の実施、法令等で定められた書類の作成・提出、一般市民への情報開示などを適切に行うことで、社会的な信用を獲得し健全な法人運営を実現いたします。私たちは、スポーツが持つ可能性を再評価し、その振興に貢献するだけでなくアスリートが安心してスポーツに打ち込めるようにアスリートの価値が何度も発揮できる社会を目指します。

申請に至るまでの経緯

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 2024年12月13日 | アスリート支援 準備会議発足 |
| 2025年1月29日 | 第1回 有志にて準備会議開催 |
| 2025年3月27日 | 特定非営利活動法人アスリートキャリアプランニングの設立を有志で確認 |
| 2025年4月30日 | 特定非営利活動法人アスリートキャリアプランニングの設立総会を開催 |

2025年 5月 1日

設立代表者

氏名 鳥谷部 梢